各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合(連合会) 御中

> 厚生労働省社会·援護局地域福祉課 消費生活協同組合業務室

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、消費生活協同組合(連合会)の健全運営に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し 上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「本法」という。)が、令和6年11月1日に施行されることとなりました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

- (1)取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引 条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
- (2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の施行に伴い必要となる関係政令等の策定を進めていたところ、令和6年5月31日、本法の政令、規則、省令、指針及びガイドラインを公表しました。

各組合、連合会におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を 賜ってきたところですが、本法の円滑な施行に向けて、改めて、本法の内容を御理解いただ き、必要な準備を進めていただくため、下記の3点について御協力をいただきますよう、 何卒よろしくお願い申し上げます。

1. フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行及び周知について

前述のとおり、本法は令和6年11月1日に施行されます。本法に関係する取引を行っている組合(連合会)は、施行までに本法の義務、禁止行為等について十分理解し、違反する行為を行うことがないよう必要な準備を行っていただくことが重要となります。

下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q&A、リーフレット、解説動画などを公開しておりますので、各組合、連合会におかれましては、組織内へ周知いただくとともに、各連合会におかれましては、会員組合に御案内いただきますようお願いいたします。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等はこちらをご覧ください(各コンテンツは順次更新予定)。

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

※ 内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

2. 所管省庁・委員会主催の説明会の開催及び周知について

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の違反行為を未然に防止するため、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただくことを目的とした、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり開催するので、各組合、連合会におかれましては、組織内へ周知いただくとともに、各連合会におかれましては、会員組合へ御案内いただきますようお願いいたします。

なお、参加を御希望される場合は、下記 URL より、「3 説明会申込方法及び注意事項」 にある申込フォームからお申込みください(先着・事前申込制)。

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html

※令和6年6月17日9時受付開始

3. 連合会の会員組合向けの説明会開催の検討について

連合会が主催する会員組合向けの説明会・研修会に、公正取引委員会、中小企業庁及び 厚生労働省の職員を講師として派遣することが可能です。

講師派遣の依頼は本法施行に向けて、随時、受け付けておりますので、説明会・研修会の 開催について積極的に御検討いただけますと幸いです。

なお、日程等の都合上、御希望に添えないこともある旨を予め御了承ください。

【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

- ●公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室 03-3581-5471 (代表)
- ●中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1511(代表)

●厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室 03-5253-1111(代表) (内線 7850、5108)